

---

## 第8回 日野町議会定例会会議録（第3日）

令和4年9月20日（火曜日）

---

### 議事日程

令和4年9月20日 午前10時開議

- 日程第1 議案第40号 日野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（町長）
- 日程第2 議案第41号 日野町立中学校等設置条例の全部改正について（町長）
- 日程第3 議案第42号 日野町オシドリ観察小屋の設置及び管理に関する条例の制定について（町長）
- 日程第4 議案第43号 日野町営住宅等売却条例の制定について（町長）
- 日程第5 議案第44号 日野町過疎地域持続的発展計画の変更について（町長）
- 日程第6 議案第45号 令和4年度日野町一般会計補正予算（第5号）（町長）
- 日程第7 議案第46号 令和4年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（町長）
- 日程第8 議案第47号 令和4年度日野町介護保険特別会計補正予算（第1号）（町長）
- 日程第9 議案第48号 令和4年度日野町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）（町長）
- 日程第10 議案第49号 令和4年度日野町簡易水道特別会計補正予算（第2号）（町長）
- 日程第11 議案第50号 令和4年度日野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）（町長）
- 日程第12 議案第51号 令和4年度日野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（町長）
- 日程第13 議案第59号 日野町固定資産評価審査委員会委員の選任について（町長）
- 日程第14 議案第60号 日野町固定資産評価審査委員会委員の選任について（町長）
- 日程第15 議案第61号 日野町固定資産評価審査委員会委員の選任について（町長）
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第40号 日野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（町長）
- 日程第2 議案第41号 日野町立中学校等設置条例の全部改正について（町長）
- 日程第3 議案第42号 日野町オシドリ観察小屋の設置及び管理に関する条例の制定について（町長）
- 日程第4 議案第43号 日野町営住宅等売却条例の制定について（町長）

- 日程第5 議案第44号 日野町過疎地域持続的発展計画の変更について（町長）  
日程第6 議案第45号 令和4年度日野町一般会計補正予算（第5号）（町長）  
日程第7 議案第46号 令和4年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（町長）  
日程第8 議案第47号 令和4年度日野町介護保険特別会計補正予算（第1号）（町長）  
日程第9 議案第48号 令和4年度日野町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）  
（町長）  
日程第10 議案第49号 令和4年度日野町簡易水道特別会計補正予算（第2号）（町長）  
日程第11 議案第50号 令和4年度日野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）（町長）  
日程第12 議案第51号 令和4年度日野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（町長）  
日程第13 議案第59号 日野町固定資産評価審査委員会委員の選任について（町長）  
日程第14 議案第60号 日野町固定資産評価審査委員会委員の選任について（町長）  
日程第15 議案第61号 日野町固定資産評価審査委員会委員の選任について（町長）

---

出席議員（10名）

1番	中山法貴	2番	梅林敏彦
3番	金川守仁	4番	松尾信孝
5番	中原信男	6番	松本利秋
7番	安達幸博	8番	佐々木求
9番	竹永明文	10番	小谷博徳

---

欠席議員（なし）

---

欠員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 飛田朋伸 書記 ————— 中田早文  
書記 ————— 伊田達彦

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 塚田淳一 副町長 ————— 音田守

教育長 ————— 生 田 求 総務課長 ————— 景 山 政 之  
住民課長兼会計管理者 ——— 荒 木 憲 男 企画政策課長 ————— 神 崎 猛  
健康福祉課長 ————— 住 田 秀 樹 産業振興課長 ————— 五百川 和 久  
建設水道課長 ————— 音 田 雄一郎 教育課長 ————— 遠 藤 律 子

---

### 午前10時00分開議

○議長（小谷 博徳君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人であり、定足数に達していますので、これより令和4年第8回日野町議会定例会3日目を開会いたします。

本日の定例会は、マスク着用や換気を行うなど、新型コロナウイルス感染症対策を講じて進めます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました日程のとおりであります。

---

#### 日程第1 議案第40号

○議長（小谷 博徳君） 日程第1、議案第40号、日野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。

〔質疑なし〕

○議長（小谷 博徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（小谷 博徳君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第1、議案第40号、日野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小谷 博徳君） 起立多数。よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第2 議案第41号

○議長（小谷 博徳君） 次に、日程第2、議案第41号、日野町立中学校等設置条例の全部改正についてを議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。

〔質疑なし〕

○議長（小谷 博徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（小谷 博徳君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第2、議案第41号、日野町立中学校等設置条例の全部改正についての採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小谷 博徳君） 起立多数。よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第42号

○議長（小谷 博徳君） 次に、日程第3、議案第42号、日野町オシドリ観察小屋の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。

4番、松尾信孝議員。

○議員（4番 松尾 信孝君） 第4条、管理についてお伺いいたします。この施設は、町の施設ですね、町営施設ですね。管理を委託するというふうに第4条でうたっていますが、今のところ、どなたに管理を委託する予定であるのか、お聞かせください。

○議長（小谷 博徳君） 五百川産業振興課長。

○産業振興課長（五百川和久君） 議員の御質問にお答えいたします。現在のところ、オシドリグループさんのほうと、こちらの施設の管理の委託の件で調整をさせていただいております。以上でございます。

○議長（小谷 博徳君） ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小谷 博徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

[討論なし]

○議長（小谷 博徳君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第3、議案第42号、日野町オシドリ観察小屋の設置及び管理に関する条例の制定についての採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小谷 博徳君） 起立多数。よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第43号

○議長（小谷 博徳君） 次に、日程第4、議案第43号、日野町営住宅等売却条例の制定についてを議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。

4番、松尾信孝議員。

○議員（4番 松尾 信孝君） 質問します。この条例は昨年12月に一旦上程されまして、議会でいろいろ議論した末に否決されたものとほとんど目的は同じもので出ておりますが、質問の第1番目は、これ、前回上程された案とどこをどういうふうに変えて、このたび上程されたのか、お聞かせください。

○議長（小谷 博徳君） 音田建設水道課長。

○建設水道課長（音田雄一郎君） 御質問にお答えいたします。前回、昨年12月に上程させていただいたものと変わった点につきまして、説明をさせていただきたいと思っております。

当初、第1条の目的におきまして、改良住宅をまず本文から削除させてもらっていること。あと、言い回しにつきまして、文言が読みづらいというところがありますので、そういったところを手直しをしております。また、12条第2項の修正をしております。ここにつきましては、手続につきましては町の嘱託員で行うため、費用は不要でございますが、買っていただく方につきましては税がかかってまいります。印紙税、登録免許税、不動産取得税等がかかりますので、その部分はあくまでも御本人さんに負担をしていただきたいと思います。そのように誤解のないような条文に修正をしております。また、17条で追加をしております。売買が所有権移転された後、5年間につきましては、譲渡及び貸付けを禁止する事項を追加をしております。

前後になりましたが、計算方法につきまして、公営住宅法の適用をいたしましたので、公営住宅法に定める住宅につきましては複成方式、その他の住宅につきましては固定資産税評価額を算出根拠としております。また、前後になって申し訳ありませんが、第2条で、売却する、対象とする住宅につきまして、分かりやすく別表で表記するようにしたところが主な内容でございます。以上です。

○議長（小谷 博徳君） 4番、松尾信孝議員。

○議員（4番 松尾 信孝君） 一番大きい変更点というのは、私のあれでいえば、やはり昨年12月の案は、町長にかなりの裁量権があった、それをやはり公共の財産を特定の第三者に譲渡するに当たっては、そういう裁量権というのはなるべく少なくして、きちんと規定するべきものじゃないかというふうなこともコメントもしておりましたけども、それが、今おっしゃりませんでしたけど、なかったという、それのところを極力排除されてるというところで評価したいと思います。

次の質問は、今も複成価格ということについておっしゃいましたけど、複成価格って多分なかなか町民の方も、私も実はよく分からないですけど、複成価格っていうのはどういうものなのかということについてお伺いしたいのと、もう一つ、今、言及されました第12条の所有権の移転手続のことなんですが、当然のことながら、所有権の移転の登記というのは、一つの考え方としては、譲受人が自分自身の権利を第三者からの要求に対してきちんと対抗するために、それを法務局に登録するという性格があるものですから、つまり、受益者、譲受人の権利を守ることが大きい機能だと思うんですが、あえてここで前項の手続は町において行うものとするというふうなうたってあります。確かにほかの自治体のケースを見ますと、こういうことがうたってあるところもあるんですけど、ここであえてこの手続を町で行うというふうに書かれておりますといえますか、そういう規定されたということの目的をお伺いしたいと思います。

○議長（小谷 博徳君） 音田建設水道課長。

○建設水道課長（音田雄一郎君） 御質問にお答えします。

まず、複成方式、これについてお答えいたします。この価格の算出方法につきましては、建設当時の実際にかかった費用から、国が定める経過年数等の原価額を差し引いた、そして算出した金額でございます。この複成価格につきましては、公営住宅法で定められている住宅については、この方法で処分をするというのが大本の公営住宅法または公営住宅法施行令で決まっております、これに該当する町の建物といたしましては、今回売却対象とはいたしていませんが、北原団地、野田団地、黒坂第2団地、これが該当いたします。

続きまして、第12条の手續の費用につきましての御質問でございます。町の嘱託事務員が本町はおりますので、その事務員に手續をするということで、購入者様の費用というものがかかりませんので、買われる方の負担軽減をそこで狙って、本町で手續については行うようにするようにしたものでございます。以上でございます。

○議長（小谷 博徳君） 4番、松尾信孝議員。

○議員（4番 松尾 信孝君） 最後の質問になります。この条例のように特定の第三者に、ある意味では便宜供与するときってというのは、ましてや前例がないというような、いろいろな、見ても前例がそんなに、少ないときは、私は条例化するっていうのは非常に重要なことであると思えますし、そのことによって議会のチェック機能も果たされると私は思っております。その意味で、一旦、しかも今、今日こういうインターネットがいろいろ回っているところでは、一旦条例化されますと、もうすぐにでも全国の人の目に触れるわけですから、やはり条文というのは法的にきちんとしたものでなければいけないと、こういう小さな町がつくる条例にありましても。

その上で、お聞きしたいのは、このように条例が上程されるときには、どういった、その条例が法律、その他の規則、要綱、そういうものと照らして、きちんと整合性があるんだ、それに見合ってるものであるんだということのチェック、この条例案に結びつけてお伺いしてるわけですが、こういう新しい条例ができるときに、そういった関連法規、規則等々、どのように整合性があるかということについて、今、本町ではどういったチェック体制が取られているのか、その上でこれが上がってきてると思うんで、お伺いいたします。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 自治体が条例とか規則とか約束事を定める場合、どういったチェックをしているかということでございます。原課のほうでまずチェックをする、要は起案者に対して、補佐であったり、上司の課長であったり、そこがチェックしますし、あと、総務課に法令担当というのがあって、これはどういうんですか、より幅広くいろんな各種の法令、そういったものを知ってる、そういう人間がチェックをする。さらには、実態的には、いろんな先進的な条例とかそういうのと見比べて、そこに恐らく法律の孫引き的なことがありますので、根拠法が書いてあったりなんかすると、その根拠法をひもといて、また、その根拠法に関係するような法律、幅広く、これは、私は基本的には起案担当者のほうでかなりチェックしてもらわないといけないと思えますけれども、お答えは、法令担当のほうで審査しております。以上です。

○議長（小谷 博徳君） ほかにありませんか。

7番、安達幸博議員。

○議員（7番 安達 幸博君） 第4条、売却の相手についてお尋ねをします。売却の相手は、この住宅に住んでいらっしゃる方が当然相手だと思うんですが、これには年数とか、縛りがありますか、何年以上でないと権利はないとか。裏を返せば、たまたま空いたと。すぐ入居して、そういう住宅だったので、売却を申請したということもあり得るんですが、それはオーケーなのかどうなのか、お尋ねします。

○議長（小谷 博徳君） 音田建設水道課長。

○建設水道課長（音田雄一郎君） 御質問にお答えいたします。条例第4条に規定いたしております中には、要件につきましては特に定めておりません。議員御指摘のとおり、入られたタイミングがたまたま空いてて、入られたタイミングで購入を考えたという方がおられましたら、売却の相手として成立するものです。本目的といたしまして、定住を掲げておりますので、そのような、何年住んでいないといけないとかっていうものについては規定はしておりません。以上です。

○議長（小谷 博徳君） 7番、安達幸博議員。

○議員（7番 安達 幸博君） 次、17条についてお尋ねします。これは一旦譲り受けた所有権移転から5年経過しなければならないという規定なんですけど、これは貸し付けてもならないということなので、5年間はそこに住んでよという意味を含んでいると思いますが、これに違反した場合の、違反に対する罰則的なものはあるのでしょうか。

○議長（小谷 博徳君） 音田建設水道課長。

○建設水道課長（音田雄一郎君） お答えいたします。17条で規定しております5年間の譲渡の禁止につきましては、契約上で、特に罰則というのは今のところ考えておりません。契約を交わしたときに双方の合意の下でということと、合意ということを考えております。当初、この譲渡の規定といたしまして、この売却を制限する登記もあるっていうのは勉強しておりましたが、これにつきましては、なかなか登記に条件をつけますと解除にも手数料がかかりますし、ちょっと本町にはそぐわないなというところがありましたので、できれば契約の中で取り交わして、約束を守っていただきたいというようなところで止めておるのが現状でございます。以上です。

○議長（小谷 博徳君） ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小谷 博徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（小谷 博徳君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第4、議案第43号、日野町営住宅等売却条例の制定についての採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小谷 博徳君） 起立多数。よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第44号

○議長（小谷 博徳君） 日程第5、議案第44号、日野町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。

[質疑なし]

○議長（小谷 博徳君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

[討論なし]

○議長（小谷 博徳君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第5、議案第44号、日野町過疎地域持続的発展計画の変更についての採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小谷 博徳君） 起立多数。よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第45号

○議長（小谷 博徳君） 次に、日程第6、議案第45号、令和4年度日野町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。

最初に、9ページから11ページの歳入全般について質疑を行います。質疑ありませんか。

[質疑なし]

○議長（小谷 博徳君） 続いて、12ページから19ページの歳出全般について質疑を行います。

12ページ、13ページ、よろしいですか。14ページ、15ページ。16。

7番、安達幸博議員。

○議員（7番 安達 幸博君） マイナンバーカード。

○議長（小谷 博徳君） 何ページですかいね。

○議員（7番 安達 幸博君） ページ数は分らん。

○議長（小谷 博徳君） いいです、どうぞ。

○議員（7番 安達 幸博君） マイナンバーカードによるコンビニエンスストアでの住民票等交付システムについてお尋ねします。これは今、印鑑証明とか住民票は、公民館並びに本庁の窓口で手書きをして手続をするわけですが、このシステムが出来上がると、マイナンバーカードをコンビニでどこかかざすだけで発行してもらえるという、何も書かなくていい、そういうシステムなんではないでしょうか。当然、発行手数料は本庁ですのと同額なんではないでしょうか。

あわせて、本庁でするときには、同じく今までどおり手書きとかするわけでしょうか。マイナンバーカード持っている人は提示だけでできるのでしょうか。以上をお尋ねします。

○議長（小谷 博徳君） 荒木住民課長。

○住民課長兼会計管理者（荒木 憲男君） 御質問にお答えします。まず、コンビニエンスストアでのマイナンバーカードでの住民票などの発行について、コンビニエンスストアにマルチコピー機という、コピー機なんですけども、こちらのほうがございまして、そちらのほうにマイナンバーカード、こちらのほうを挿入していただくと、行政という欄がありまして、そちらのほうから入っていただくと証明書が発行できるというようなサービスになっております。それから……。

○議長（小谷 博徳君） 手数料。

○住民課長兼会計管理者（荒木 憲男君） 手数料は役場に来られた方と同額を今のところ考えております。

それと、庁舎に来られた方はマイナンバーカードでできるようなちょっとシステムの導入までは今のところ考えておりませんので、今までどおり書いていただいて申請していただくというふうに今のところはなろうかと考えております。以上です。

○議長（小谷 博徳君） ほかにありませんか。

続いて、議決事項であります1ページから5ページの質疑を行います。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（小谷 博徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

[討論なし]

○議長（小谷 博徳君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第6、議案第45号、令和4年度日野町一般会計補正予算（第5号）の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小谷 博徳君） 起立多数。よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第46号

○議長（小谷 博徳君） 次に、日程第7、議案第46号、令和4年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般にわたって行います。

[質疑なし]

○議長（小谷 博徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

[討論なし]

○議長（小谷 博徳君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第7、議案第46号、令和4年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小谷 博徳君） 起立多数。よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第47号

○議長（小谷 博徳君） 次に、日程第8、議案第47号、令和4年度日野町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般にわたって行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小谷 博徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（小谷 博徳君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第8、議案第47号、令和4年度日野町介護保険特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小谷 博徳君） 起立多数。よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第48号

○議長（小谷 博徳君） 次に、日程第9、議案第48号、令和4年度日野町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般にわたって行います。

〔質疑なし〕

○議長（小谷 博徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（小谷 博徳君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第9、議案第48号、令和4年度日野町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小谷 博徳君） 起立多数。よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第49号

○議長（小谷 博徳君） 次に、日程第10、議案第49号、令和4年度日野町簡易水道特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般にわたって行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小谷 博徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（小谷 博徳君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第10、議案第49号、令和4年度日野町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小谷 博徳君） 起立多数。よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第50号

○議長（小谷 博徳君） 次に、日程第11、議案第50号、令和4年度日野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般にわたって行います。

〔質疑なし〕

○議長（小谷 博徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（小谷 博徳君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第11、議案第50号、令和4年度日野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小谷 博徳君） 起立多数。よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12 議案第51号

○議長（小谷 博徳君） 次に、日程第12、議案51号、令和4年度日野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般にわたって行います。

[質疑なし]

○議長（小谷 博徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

[討論なし]

○議長（小谷 博徳君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第12、議案第51号、令和4年度日野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小谷 博徳君） 起立多数。よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第13 議案第59号 から 日程第15 議案第61号

○議長（小谷 博徳君） 次に、日程第13、議案第59号、日野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第15、議案第61号、日野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでを一括議題といたしたいと思えます。

一括議題とすることに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小谷 博徳君） 異議がないようですので、一括議題とし、提出者の説明を求めます。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） ただいま上程していただきました議案第59号、第60号、第61号の

日野町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、一括して御説明申し上げます。

議案書を御覧いただきたいと思います。地方税法第423条第3項の規定により、日野町固定資産評価審査委員会の委員を選任することについて議会の同意を求めるものでございます。任期は、令和4年9月27日から令和7年9月26日までの3年間です。

現在、日野町固定資産評価審査委員会委員であります日野町根雨303番地の3、若林昌文さんの任期が9月26日に満了いたしますが、引き続き同人を任命したいと思います。

若林さんは、鳥取県立学校教諭として採用され、教頭を務められた後、平成19年3月に退職され、今現在4期目で、知識、経験の豊かな方であり、適任者であると思いますので、同意をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

続いて、現在、日野町固定資産評価審査委員会委員であります日野町久住324番地、上谷修さんの任期が9月26日に満了いたしますが、引き続き同人を任命したいと思います。

上谷さんは、農林水産省中国四国農政局職員として採用され、整備課長など要職を務められた後、平成22年3月に退職されました。現在4期目で、知識、経験の豊かな方であり、適任者であると思いますので、同意をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

続いて、現在、日野町固定資産評価審査委員会委員であります日野町野田26番地、金田雅夫さんの任期が9月26日に満了いたしますが、引き続き同人を任命したいと思います。

金田さんは、日野町役場職員として採用され、地域整備課長、健康福祉課長などを務められた後、平成18年3月に退職されました。現在3期目で、知識、経験の豊かな方であり、適任者であると思いますので、同意をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（小谷 博徳君） 説明が終わりましたので、質疑、討論、採決は1件ずつ行います。

日程第13、議案第59号、日野町固定資産評価審査委員会委員の選任について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小谷 博徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（小谷 博徳君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第13、議案第59号、日野町固定資産評価審査委員会委員の選任についての採決を行います。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（小谷 博徳君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に2番、梅林敏彦議員、3番、金川守仁議員を指名いたします。

これより投票用紙を配付します。

念のために申し上げます。本案に同意することに賛成の方は所定の枠内に丸を、反対の方は所定の枠内にバツの記載をお願いします。

〔投票用紙配付〕

○議長（小谷 博徳君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小谷 博徳君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（小谷 博徳君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

1番、中山法貴議員。2番、梅林敏彦議員。3番、金川守仁議員。4番、松尾信孝議員。5番、中原信男議員。6番、松本利秋議員。7番、安達幸博議員。8番、佐々木求議員。9番、竹永明文議員。

投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小谷 博徳君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

梅林議員、金川議員は、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（小谷 博徳君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、賛成9票、反対ゼロ票。

以上のとおり、賛成が多数であります。よって、議案第59号は、原案に同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解除します。

〔議場開鎖〕

○議長（小谷 博徳君） 続いて、日程第14、議案第60号、日野町固定資産評価審査委員会委員の選任について質疑を行います。

〔質疑なし〕

○議長（小谷 博徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（小谷 博徳君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第14、議案第60号、日野町固定資産評価審査委員会委員の選任についての採決を行います。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（小谷 博徳君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に4番、松尾信孝議員、5番、中原信男議員を指名いたします。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。本案に同意することに賛成の方は所定の枠内に丸を、反対の方は所定の枠内にバツの記載をお願いします。

〔投票用紙配付〕

○議長（小谷 博徳君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小谷 博徳君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（小谷 博徳君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票願います。

1 番、中山法貴議員。2 番、梅林敏彦議員。3 番、金川守仁議員。4 番、松尾信孝議員。5 番、中原信男議員。6 番、松本利秋議員。7 番、安達幸博議員。8 番、佐々木求議員。9 番、竹永明文議員。

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小谷 博徳君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

松尾議員、中原議員は、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（小谷 博徳君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、賛成 9 票、反対ゼロ票。

以上のとおり、賛成が多数であります。よって、議案第 6 0 号は、原案に同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解除します。

〔議場閉鎖〕

○議長（小谷 博徳君） 続いて、日程第 1 5、議案第 6 1 号、日野町固定資産評価審査委員会委員の選任について質疑を行います。

〔質疑なし〕

○議長（小谷 博徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（小谷 博徳君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第 1 5、議案第 6 1 号、日野町固定資産評価審査委員会委員の選任についての採決を行います。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（小谷 博徳君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に6番、松本利秋議員、7番、安達幸博議員を指名いたします。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。本案に同意することに賛成の方は所定の枠内に丸を、反対の方は所定の枠内にバツの記載をお願いします。

〔投票用紙配付〕

○議長（小谷 博徳君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小谷 博徳君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（小谷 博徳君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

1番、中山法貴議員。2番、梅林敏彦議員。3番、金川守仁議員。4番、松尾信孝議員。5番、中原信男議員。6番、松本利秋議員。7番、安達幸博議員。8番、佐々木求議員。9番、竹永明文議員。

投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小谷 博徳君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

松本利秋議員、安達議員は、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（小谷 博徳君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、賛成9票、反対ゼロ票。

以上のとおり、賛成が多数であります。よって、議案第61号は、原案に同意することに決定

いたしました。

議場の閉鎖を解除します。

〔議場開鎖〕

---

○議長（小谷 博徳君） お諮りいたします。本日の会議はこれで散会といたしたいと思いを  
これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小谷 博徳君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで散会とすることに決定いた  
しました。

本日はこれで散会いたします。会議の再開は、9月27日午前10時といたします。御協力あ  
りがとうございました。

午前11時02分散会

---